

別紙「ベビーシッター派遣事業実施要綱新旧対照表」

新	旧
別添 1 ベビーシッター派遣事業実施要綱 第 1 ～ 第 4 （略） 第 5 事業の実施方法 事業の実施方法については、以下のとおりとする。 なお、多胎児分（労働者が義務教育就学前の双生児等多胎児を養育している場合）の取扱いについては、2 に定めるものとする。 1 ベビーシッター派遣事業（通常分） （1）、（2）（略） （3）割引券金額 割引券 1 枚当たりの割引金額（以下「割引料」という。）は、<u>2,300</u> 円とする。 （4）割引券対象サービス ①、②（略） ③ 割引券は、利用料金が 1 回につき使用枚数 × <u>2,300</u> 円以上のサービスを対象とする。なお、この場合における利用料金とは、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まないものとする。 ④ 令和元年 10 月 1 日から実施されている幼児教育・保育の無償化の対象にベビーシッターを含む認可外保育施設も含まれている。認可外	別添 1 ベビーシッター派遣事業実施要綱 第 1 ～ 第 4 （略） 第 5 事業の実施方法 事業の実施方法については、以下のとおりとする。 なお、多胎児分（労働者が義務教育就学前の双生児等多胎児を養育している場合）の取扱いについては、2 に定めるものとする。 1 ベビーシッター派遣事業（通常分） （1）、（2）（略） （3）割引券金額 割引券 1 枚当たりの割引金額（以下「割引料」という。）は、<u>2,200</u> 円とする。 （4）割引券対象サービス ①、②（略） ③ 割引券は、利用料金が 1 回につき使用枚数 × <u>2,200</u> 円以上のサービスを対象とする。なお、この場合における利用料金とは、ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まないものとする。 ④ 令和元年 10 月 1 日から実施されている幼児教育・保育の無償化の対象にベビーシッターを含む認可外保育施設も含まれている。認可

新	旧
保育施設等を利用した3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となり、原則として償還払いにより給付される。 本事業の割引券を利用する場合、ベビーシッターの利用料金から、割引券の金額（<u>2,300</u>円等）を控除した額が無償化の対象となり得るため、領収書において割引券の金額とそれ以外の金額を判別できるようにすること。 （5）（略） （6）割引券の使用条件 割引券は、対象児童1人につき1日<u>1回（1回あたり）</u>2枚、1家庭につき1か月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できるものとする。 ただし、③の括弧書きに定める「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、1家庭1日<u>1回（1回あたり）</u>につき1枚とし、年度内に4枚以内とする。 なお、割引券の使用は、次の①から⑤のすべてに該当する場合にのみ、使用できるものとする。 ①～⑤（略） （7）割引券の発行に関する手続き ①～④（略）	外保育施設等を利用した3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となり、原則として償還払いにより給付される。 本事業の割引券を利用する場合、ベビーシッターの利用料金から、割引券の金額（<u>2,200</u>円等）を控除した額が無償化の対象となり得るため、領収書において割引券の金額とそれ以外の金額を判別できるようにすること。 （5）（略） （6）割引券の使用条件 割引券は、対象児童1人につき1日<u>（回）</u>2枚、1家庭につき1か月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できるものとする。 ただし、③の括弧書きに定める「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、1家庭1日<u>（回）</u>につき1枚とし、年度内に4枚以内とする。 なお、割引券の使用は、次の①から⑤のすべてに該当する場合にのみ、使用できるものとする。 ①～⑤（略） （7）割引券の発行に関する手続き ①～④（略）

新	旧
⑤ 割引券の有効期間は、申込日（発行日が4月又は5月1日 <u>（※）</u>の場合は4月1日）から発行日が属する年度の末日までとし、有効期間内に使用されなかった割引券は、翌年度に繰り越すことはできないものとする。 <u>（※）令和8年度に限り4月又は5月1日を5月15日までと読み替えるものとする。</u> ⑥、⑦ （略） （8）審査・点検委員会の設置 ① （略） ② （略） ア、イ （略） ウ アおよびイのほか審査判定業務を行うために必要な経費 ③ （略） （9）割引券等取扱事業者の認定手続き <u>割引券等取扱事業者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行日以降においては、同法第十九条第一項の認定を受けていることを必須とするため、令和8年度中には申請を行うものとする。</u> <u>なお、各類型の認定手続きについては、以下のとおりとする。</u> ＜事業者請負型割引券等取扱事業者＞	⑤ 割引券の有効期間は、申込日（発行日が4月又は5月1日の場合は4月1日）から発行日が属する年度の末日までとし、有効期間内に使用されなかった割引券は、翌年度に繰り越すことはできないものとする。 ⑥、⑦ （略） （8）審査・点検委員会の設置 ① （略） ② （略） ア、イ （略） ウ アおよびイのほか審査判定業務を行うために必要な経費 <u>なお、令和6年度の割引券等取扱希望事業者における令和7年度の審査手数料は17,000円を適用する。</u> ③ （略） （9）割引券等取扱事業者の認定手続き ＜事業者請負型割引券等取扱事業者＞

新	旧
① 割引券等取扱希望事業者は、約款の規定内容に同意した上で、割引券等取扱事業者認定申請書（様式第2号。以下「認定申請書」という。）に次のアからクに掲げる書類を添付して、実施団体に提出するものとする。 なお、ウ（エ）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により、原則、事業の開始の日から起算して1月以内に届け出ることとされていることから、事業の開始の日から1月以内の期間においては設置届の提出がない場合であっても割引券等取扱事業者としての認定ができるものとするが、速やかに設置届の提出を求めることとし、設置届の提出がない場合、（16）に定めるところにより認定取消を行うものとする。 <u>加えて、ウ（エ）について、割引券対象サービスを就学児童（小学生）のみの預かりとする割引券等取扱希望事業者にあっても、本事業の認定においては、設置届が届出されていることを要件とする。</u> また、割引券等取扱希望事業者からの認定申請書の提出は、年度内に1回限りとする。 ア～ク （略） ②～⑩ （略） ＜マッチング型割引券等取扱事業者＞ ① 割引券等取扱希望事業者は、約款の規定内容に同意した上で、認定申請書（様式第2号）に次のアからケに掲げる書類を添付して、実施団体に提出するものとする。	① 割引券等取扱希望事業者は、約款の規定内容に同意した上で、割引券等取扱事業者認定申請書（様式第2号。以下「認定申請書」という。）に次のアからクに掲げる書類を添付して、実施団体に提出するものとする。 なお、ウ（エ）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により、原則、事業の開始の日から起算して1月以内に届け出ることとされていることから、事業の開始の日から1月以内の期間においては設置届の提出がない場合であっても割引券等取扱事業者としての認定ができるものとするが、速やかに設置届の提出を求めることとし、設置届の提出がない場合、（16）に定めるところにより認定取消を行うものとする。 また、割引券等取扱希望事業者からの認定申請書の提出は、年度内に1回限りとする。 ア～ク （略） ②～⑩ （略） ＜マッチング型割引券等取扱事業者＞ ① 割引券等取扱希望事業者は、約款の規定内容に同意した上で、認定申請書（様式第2号）に次のアからケに掲げる書類を添付して、実施団体に提出するものとする。

新	旧
なお、ウ（エ）については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定により、原則、事業の開始の日から起算して 1 月以内に届け出ることとされていることから、事業の開始の日から 1 月以内の期間においては設置届の提出がない場合であっても割引券等取扱事業者としての認定ができるものとするが、速やかに設置届の提出を求めることとし、設置届の提出がない場合、（16）に定めるところにより認定取消を行うものとする。 <u>加えて、ウ（エ）について、割引券対象サービスを就学児童（小学生）のみの預かりとする割引券等取扱希望事業者にあっても、本事業の認定においては、設置届が届出されていることを要件とする。</u> ア～ケ （略） ②～⑩ （略） （10）割引券の使用手続き ①～③ （略） ④ 対象者は、サービスを利用するその日に限り、1 日 <u>1 回</u> 対象児童 1 人につき <u>1 回あたり</u> 2 枚の割引券を使用できるものとする。使用枚数の上限は、使用枚数×<u>2,300</u> 円が利用料金を超えない範囲とする。例えば、対象児童が 2 名でも利用料金が 3,000 円の場合、1 枚のみ使用可能。サービスの利用における割引券の取扱いについては、次のア及びイの規定に基づいた処理を行う。 ⑤～⑨ （略） （11）～（17） （略）	なお、ウ（エ）については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定により、原則、事業の開始の日から起算して 1 月以内に届け出ることとされていることから、事業の開始の日から 1 月以内の期間においては設置届の提出がない場合であっても割引券等取扱事業者としての認定ができるものとするが、速やかに設置届の提出を求めることとし、設置届の提出がない場合、（16）に定めるところにより認定取消を行うものとする。 ア～ケ （略） ②～⑩ （略） （10）割引券の使用手続き ①～③ （略） ④ 対象者は、サービスを利用するその日に限り、1 日 <u>（回）</u> 対象児童 1 人につき 2 枚の割引券を使用できるものとする。使用枚数の上限は、使用枚数×<u>2,200</u> 円が利用料金を超えない範囲とする。例えば、対象児童が 2 名でも利用料金が 3,000 円の場合、1 枚のみ使用可能。サービスの利用における割引券の取扱いについては、次のア及びイの規定に基づいた処理を行う。 ⑤～⑨ （略） （11）～（17） （略）

新	旧
2 ベビーシッター派遣事業（多胎児分） （１）～（３） （略） （４）割引券（多胎児）の対象サービス ① （略） ② 割引券（多胎児等）は、利用料金が１日 <u>１回（１回あたり）</u> <u>2,300</u>円以上のサービスを対象とする。 なお、この場合における利用料金とは、ベビーシッター事業者から 請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まないものとする。 （５） （略） （６）割引券（多胎児）の使用条件 割引券（多胎児）は、①に定める枚数を使用できるものとし、②に該当する場合にのみ使用できるものとする。 ① 割引券（多胎児）の使用は、義務教育就学前の多胎児がいる対象者については、１家庭１日 <u>１回（１回あたり）</u> １枚とし、原則として、年度内に２枚以内とする。ただし、次の特別の事由がある場合には、年度内に４枚まで使用することができるものとする。 ア～カ （略） ② （略） （７）～（９） （略） 第６～第７ （略） 別添２ （略） 【様式】 （略）	2 ベビーシッター派遣事業（多胎児分） （１）～（３） （略） （４）割引券（多胎児）の対象サービス ① （略） ② 割引券（多胎児等）は、利用料金が１日 <u>（回）につき 2,200</u> 円以上のサービスを対象とする。 なお、この場合における利用料金とは、ベビーシッター事業者から 請求される料金のうち、純然たるサービス提供対価のことをいい、会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まないものとする。 （５） （略） （６）割引券（多胎児）の使用条件 割引券（多胎児）は、①に定める枚数を使用できるものとし、②に 該当する場合にのみ使用できるものとする。 ① 割引券（多胎児）の使用は、義務教育就学前の多胎児がいる対象者については、１家庭１日 <u>（回）につき</u> １枚とし、原則として、年度内に２枚以内とする。ただし、次の特別の事由がある場合には、年度内に４枚まで使用することができるものとする。 ア～カ （略） ② （略） （７）～（９） （略） 第６～第７ （略） 別添２ （略） 【様式】 （略）